

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 5月 23日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 殿

提出者

住 所 和歌山県伊都郡かつらぎ町窪470番地の1

氏 名 理事長 西山 進

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0736-22-2241

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	伊都浄化センター
事業場の所在地	和歌山県伊都郡かつらぎ町窪470番地の1
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36 水道業
②事業の規模	年間汚泥発生量 3,615.35 t
③従業員数	7人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	流入下水→スクリーンによる分別→汚水処理→汚泥(脱水ケーキ) →汚泥(し渣物等)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
所長 (1名)	<pre> graph LR A[所長 (1名)] --> B[総務係 (1名)] A --> C[施設係 (2名)] A --> D[水質管理係 (3名)] </pre>
役割：所長…収集運搬・処分業務の検査、マニフェスト交付状況等の確認 水質管理係…汚泥のマニフェストの交付、返却マニフェストの整合性等の確認・保管業務、処分委託業務の発注、電子マニフェスト入力等 施設係…廃油等機械関係で発生したマニフェストの管理	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	汚泥（し渣等）
	排出量	3,601.66t	13.69t
	（これまでに実施した取組） ・低活性汚泥濃度による運転（汚泥（脱水ケーキ）発生量の低減） ・可能な限り中間処理等の再資源化に処理を委託		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	汚泥（し渣等）
	排出量	3,800t	25.00t
	（これまでに実施した取組） ・初沈を活用した運転（汚泥（脱水ケーキ）発生量の低減） ・中間処理等の再資源化委託率の向上 ・し渣等はプレス機更新による廃棄物重量の低減を目指す。		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・スクリーン・初沈使用による脱水ケーキとし渣等に分別
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・特になし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用を行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理を行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分等を行わない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	汚泥（し渣等）
	全処理委託量	3,601.66 t	13.69 t
	優良認定処理業者への処理委託量	837.05 t	13.69 t
	再生利用業者への処理委託量	2,764.61 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者（土壌改良材化やセメント化等）への委託率70%を目標とし、可能な限り再資源化につとめ処理を委託してきた。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	汚泥（し渣等）
	全処理委託量	3,800 t	20.00 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,000 t	20.00 t
	再生利用業者への 処理委託量	2,780 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き再生利用業者（肥料化・セメント化など）への委託目標に関して全量の72%以上を目指す。 脱水ケーキについては含水率を下げ、汚泥の発生量を下げるよう目指す。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。